平成21年度

教育委員会の事務の点検・評価報告書

(平成20年度事務事業対象)

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1 事務事業評価とは	P1
2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3 評価対象事務事業について	P 4
Ⅱ 事務事業の点検・評価の内容及び結果について	P 5
1 評価の観点	
2 観点別評価	
3 評価の結果	
Ⅲ 外部評価委員の意見及び提言	
各事務事業への意見・提言について	
【教育総務課】	P 6
① 校舎·屋体耐震診断事業	
【学校教育課】	P 6
② 読書活動推進事業	
③ 学力向上推進事業	
④ キャリア・スタート・ウィーク事業	
【社会教育課】	P 7
⑤ 生涯学習推進大会開催事業	
⑥ 青少年海外派遣事業	
⑦ シルバー美術展開催事業	
【市民スポーツ課】	P 7
⑧ 市民体育祭開催事業	
⑨ 市民親睦カントリーボール大会開催事業	
参考資料	/
指宿市教育委員会外部評価委員会委員	P 8

平成21年11月

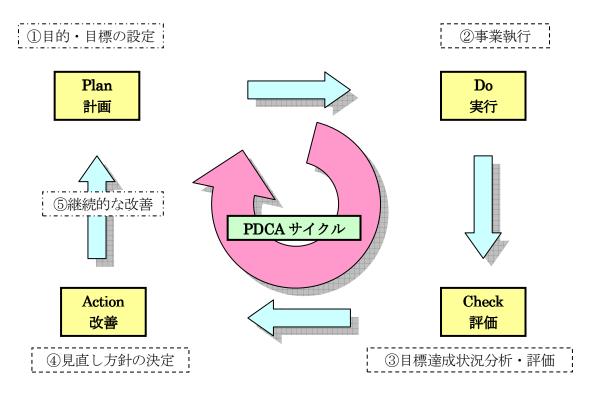
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 \rightarrow Do 実行 \rightarrow Check 点検・評価 \rightarrow Action 改善)という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年4月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底 した見直しによる事業の改善を行っていかなければならないことから、指宿市教育委 員会としても平成21年度から事務事業評価制度の導入を行うものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、 次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底 事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の 向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針,計画及び予算に基づいて事業を実施するだけではなく,評価・検証し,改善を行うことによって事業の効果を高める,いわゆるマネジメントサイクル(Plan 計画 \rightarrow Do 実行 \rightarrow Check 点検・評価 \rightarrow Action 改善)を確立し,限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に,事業を妥当性,効率性及び有効性などの視点から評価を行い, 効率的な行政運営を進めます。

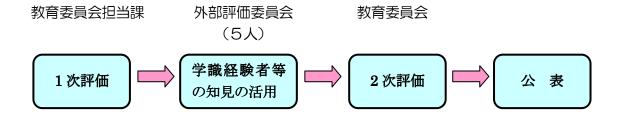
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政要覧に登載されている事業で、前年度から引き続き実施している事業で、平成 20 年度に実施した8 施策9 事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会(学識経験者等)による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

平成21年 6月 ・点検・評価の対象テーマの設定

・事務事業評価シートの作成

7月・1次評価の実施(教育委員会事務局)

8月 • 第1回外部評価委員会(委嘱状交付,制度説明,事業説明)

9月 ・第2回外部評価委員会 (評価委員の意見聴取)

・評価委員の意見等への対応

10月 ・教育委員への説明

・2次評価の実施(教育委員会)

11月 ・議会へ報告書提出

平成22年 1月 ・評価結果の公表(市ホームページ等)

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析 結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と充分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2 次評価者

評価者は教育委員会とします。 2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

- ③ 事務事業の担当課長 1次,2次の評価を受けて,顕在化した課題に対しての改善策を実践します。
- ④ 教育総務課 事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を 判断します。

【観点別評価の考え方】

観点	チェック項目
妥当性	・市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合) ・上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)
	・市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	 ・投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合) ・効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。) ・活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有効性	・事務事業の活動量に見合った充分な成果が出ているか。(上位施策に対する 貢献度はどの程度か。) ・成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合) ・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

【施第		【事業】
(1)	学校施設等の安全対策 ——— (教育総務課)	①校舎・屋体耐震診断事業
(2)	読書活動の推進 ———— (学校教育課)	②読書活動推進事業
(3)	確かな学力の定着 — (学校教育課)	③学力向上推進事業
(4)	キャリア教育の視点に立った —— 授業の充実 (学校教育課)	④キャリア・スタート・ウィーク事業
(5)	生涯学習の推進 ———— (社会教育課)	⑤生涯学習推進大会開催事業
(6)	リーダーの育成 ———— (社会教育課)	⑥青少年海外派遣事業
(7)	市民の文化活動の推進 ——— (社会教育課)	⑦シルバー美術展開催事業
(8)	各種大会等の充実 (市民スポーツ課)	⑧市民体育祭開催事業
		⑨市民親睦カントリーボール大会開催事業

Ⅱ 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性(市民ニーズ,公共性・公益性),効率性(費用対効果,コスト削減),有効性(貢献度,目標の達成度)の観点で行いました。

2 観点別評価

事 業 名	妥当性	効率性	有効性
①校舎・屋体耐震診断事業	妥当	妥当	妥当
②読書活動推進事業	妥当	妥当	妥当
③学力向上推進事業	妥当	妥当	妥当
④キャリア・スタート・ウィーク事業	妥当	妥当	妥当
⑤生涯学習推進大会開催事業	妥当	妥当	妥当
⑥青少年海外派遣事業	妥当	妥当	妥当
⑦シルバー美術展開催事業	妥当	妥当	妥当
⑧市民体育祭開催事業	妥当	妥当	妥当
⑨市民親睦カントリーボール大会開催事業	見直し必要	見直し必要	見直し必要

3 評価の結果

	T
事業名	評 価 (まとめ, 課題等)
①校舎・屋体耐震診断事業	特に課題はない。 (耐震化工事の財源の確保)
②読書活動推進事業	特に課題はない。(読書活動推進会議は平成 21 年度をもって終了)
③学力向上推進事業	特に課題はない。 (継続的な充実した取り組みが必要)
④キャリア・スタート・ウィーク事業	各事業所との連携を深め, 充実させてき た。さらに工夫改善して継続していく。
⑤生涯学習推進大会開催事業	社会教育関係者以外の市民の参加促進を 図る。
⑥青少年海外派遣事業	特に課題はない。 (毎年度実施の検討)
⑦シルバー美術展開催事業	高齢者を対象とした珍しい絵画展で,市外からの出展も多く,今後も継続していく。
⑧市民体育祭開催事業	種目等を工夫し、多くの市民が気軽に参加できる体育祭の開催に努める。
⑨市民親睦カントリーボール大会開催事業	今後はカントリーボール協会主催の大会 開催を進める。

Ⅲ 外部評価委員の意見・提言

各事務事業への意見・提言について

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
(1)学校施設等の安 全対策 (教育総務課)	①校舎・屋体耐 震診断事業	ているところであり,また,災害時には避難場所としての役割がある。このようなことから施設の耐震化は,喫緊の事業であると考える。 児童・生徒や市民の安全確保のため,耐震診断と耐震補強は早急に実施するべきである。	学校は児童・生徒が1日の大半を 過ごす施設であると同時に、市民の 避難場所に指定された重要な施設で ある。市立学校の対象建物は57棟を 有し、うち35棟は既に耐震診断業務 を委託している。残り22棟も予算化 され、まもなく発注の予定施設の 22年3月末までには全ての施設の 数結果が判する。この結果を基 に、Is値0.3未満の建物は22年度ま でに耐震補強工事を完了し、Is値 0.3以上0.7未満の建物についても計 画的に耐震化を行い、児童・生徒や 市民の安全確保に努力する。
(2)読書活動の推進 (学校教育課)	②読書活動推進事業	高めるために行われた読書活動推進 事業は、児童の読書冊数や図書館の 貸し出し冊数が、年々増加しており 成果があったと評価できる。また、 南指宿中学校は、生徒たちの読書活動が評価され、文部科学大臣賞を 賞した。 これらの活動を紹介しながら、、図 書館なども「読書の街」にふとを期待 する。	南指宿中学校の受賞は,「広報いぶすき」に掲載したが,今後も機会を捉えて市民への読書活動の広報を行い,読書の街づくりにさらに努力する。
		読書活動推進事業は本年度で廃止 し、来年度からは学校読書推進部会 など4専門部会で活動することにな るが、継続的な活動が行えるよう、 基盤づくりをしてほしい。	読書活動推進会議は本年度で終了するが、4専門部会で日常的な活動ができるよう話し合いがなされており、継続した活動が期待できる。
(3)確かな学力の定 着 (学校教育課)	事業	事業の成果は出ていると思うので, 継続するべきである。また,今後予	子どもたちの学力の定着を図るためにさらに工夫改善する。デジタル教材の活用についても,年間計画に基づき有効活用できるように努力する。
		おり、この結果が引き続き達成されるよう、学校経営力や教師の資質向上、家庭の教育力向上に向けた研修などが行われるよう望む。	
	④キャリア・ス タート・ウィー ク事業	中学生に職場体験させることは意義のあることであり、そのねらいや主旨を生徒や協力事業所に周知し、5日間の体験学習の目的を達成できるよう配慮することが大事である。	職場体験学習は、生徒一人一人の望ましい勤労観、職業観を育て、将来の人生を意欲的に送る資質や態度、能力を育てることを目的にしている。受け入れ事業者との共通理解が大事であり、これからも充実していく。
			小学校では、保育所などで保育体験を実施している学校もあり、重要性は認識している。キャリア教育の視点に立った、全体計画の作成を指導する。

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
(担当味) (5)生涯学習の推進 (社会教育課)	⑤生涯学習推進 大会開催事業	学習成果や活動の発表の場であり、必要な事業であるが、参加者は関係者がほとんどであり、市民の参加が得られるよう周知の徹底を図り、他のイベントとの組み合わせや日程を検討する必要がある。	多くの市民が参加できるように, 日程や大会内容を検討する。
(6)リーダーの育成 (社会教育課)	⑥青少年海外派 遣事業	相互交流することにより経費を縮小できたが、参加の機会を失う子ども	カシードロ校と相互交流することで、経費が昨年の半額程度になったが、今後も個人負担が大きくならないように努力する。 隔年ごとに派遣することになり、参加する機会を失うことにもなるが、中学・高校6年間で機会を捉えてほしい。この事業は、姉妹都市盟約を結んだ都市との交流は簡単にはできない。
			この事業は、語学研修や異文化体験、生活体験などを行っている。受け入れ先のカシードロ校は、中・高校生学校であり、小学生は厳しいと思われ、当分はこのまま実施したい。
(7)市民の文化活動 の推進 (社会教育課)	⑦シルバー美術 展開催事業	全国的にもまれな高齢者のみによる絵画展で素晴らしい企画であり、作品はレベルが高く感動を与えるものが多い。これらの素晴らしい作品を市役所ロビーや指宿駅構内、商店街の空き店舗などで展示できないか。	展示期間中の作品の安全面や監視 員の確保を考えながら開催してい く。
		シルバー美術展を指宿市独特の美術展として発展させるためには,工夫改善の必要がある。事業名の変更や作品の応募方法など,指宿市民に限定した児童等の作品があってもいいのではないか。	ら176点の応募があり、名称は県内 各地に定着周知されており、事業名 の変更は難しい。 児童生徒の作品募集は、展示ス ペースがないので見送ったが、今後 も改善工夫していく。
(8)各種大会等の充実 (市民スポーツ課)	⑧市民体育祭開催事業	要がある。レクリエーション的種目 に重点を置き,だれでも気軽に参加	名称も「市民体育大会」を「市民体育祭」に変更し、記録や順位重視の内容から市民の健康・体力づくり、交流・親睦を図ることに重点を置いている。今後も市民が気軽に参加できる、魅力ある体育祭の開催に努める。
		実行委員会でいろいろな意見が出たが、来年検討することで先送りされたものもある。実行委員会について検討が必要と思われる。	体育祭終了後の意見交換会で出された意見や反省を踏まえて,次の体育祭に反映している。たとえば,競技方法や出場枠の変更,競技場所を応援席近くで行うなど,市民の意見や要望に応えながら実施している。
	⑨市民親睦カン トリーボール大 会開催事業	教育委員会主催で開催しているが、他のスポーツ大会はそれぞれの競技団体が主催して運営しており、本大会も将来は競技団体が主催し、参加料を徴収しながら運営するよう検討してほしい。	カントリーボールは、山川発祥のレクリエーション的競技であり、市民の親睦及び競技の普及を目的に、教育委員会で主催してきた。今後は他の競技と同様、カントリーボール協会主催で実施しながら普及・発展できるよう協議・検討する。

指宿市教育委員会外部評価委員会委員

氏 名	所 属 等	備考
池崎和弘	指宿商業高等学校長	
川村秀嗣	校長会代表	北指宿中学校長
有 冨 加代子	教頭会代表	川尻小学校教頭
大 山 功	社会教育委員代表	
髙﨑幸隆	市PTA連合会代表	南指宿中学校PTA会長

※ 外部評価委員会設置の根拠法令(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。